

## O-1 防災施設の実態・課題

### ■ 施設概要

防災施設として消防団器具置場を 38 施設、災害備蓄倉庫等を 6 施設保有しています。消防団器具置場にはポンプ車をはじめとした消防団器具が格納されており、第 1 分団第 1 部 2 小隊消防団器具置場には集会施設である原町田六丁目若葉会館が複合化されています。災害備蓄倉庫には災害時に必要となる毛布等の備蓄物資が保管されています。

#### 〔施設一覧〕

地域	複合	施設名	面積 (㎡)	築年	複合施設等
町田中心		消防団器具置場第 1 分団 第 1 部 1 小隊	158	2008	
町田中心		消防団器具置場第 1 分団 第 1 部 2 小隊	175	1988	
本町田 薬師池	◎	消防団器具置場第 1 分団 第 2 部	66	1984	原町田六丁目若葉会館
町田中心		消防団器具置場第 1 分団 第 3 部	142	2007	
町田中心		森野一丁目災害備蓄倉庫	30	2014	
玉川学園 南大谷		消防団器具置場第 1 分団 第 4 部	75	1991	
玉川学園 南大谷		消防団器具置場第 1 分団 第 5 部	98	2001	
南		消防団器具置場第 2 分団 第 1 部	68	1985	
南		消防団器具置場第 2 分団 第 2 部	75	1990	
南		消防団器具置場第 2 分団 第 3 部	95	2002	
南		消防団器具置場第 2 分団 第 4 部	76	1993	
南		消防団器具置場第 2 分団 第 5 部	69	1986	
南		消防団器具置場第 2 分団 第 6 部	76	1988	
南		つくし野災害備蓄倉庫	200	1991	
成瀬		消防団器具置場第 2 分団 第 7 部	91	2010	
成瀬		消防団器具置場第 2 分団 第 8 部	174	1996	
北部の丘陵		消防団器具置場第 3 分団 第 1 部	119	1988	
北部の丘陵		消防団器具置場第 3 分団 第 3 部	69	1986	

鶴川		消防器具置場第3分団 第4部	69	1987	
鶴川		消防器具置場第3分団 第5部	91	2008	
鶴川	◎	消防器具置場第3分団 第6部	208	2005	鶴川災害備蓄倉庫
鶴川		鶴川災害備蓄倉庫		2005	
鶴川		消防器具置場第3分団 第7部	92	2002	
鶴川		消防器具置場第3分団 第8部	80	1995	
鶴川		消防器具置場第3分団 第9部	41	1977	
鶴川		消防器具置場第3分団 第10部	44	1977	
忠生		消防器具置場第4分団 第1部	85	1997	
本町田 薬師池		消防器具置場第4分団 第2部	69	1986	
本町田 薬師池		消防器具置場第4分団 第3部	128	1993	
忠生		消防器具置場第4分団 第4部	76	1993	
忠生		消防器具置場第4分団 第5部	97	2004	
忠生		消防器具置場第4分団 第6部	100	2014	
忠生		消防器具置場第4分団 第7部	87	2001	
忠生		消防器具置場第4分団 第8部	95	2003	
小山 小山ヶ丘		消防器具置場第5分団 第1部	68	1987	
小山 小山ヶ丘		消防器具置場第5分団 第2部	91	2011	
小山 小山ヶ丘		消防器具置場第5分団 第3部	76	1991	
相原		消防器具置場第5分団 第4部1小隊	52	1981	
相原	◎	消防器具置場第5分団 第4部2小隊	227	1994	相原災害備蓄倉庫
相原		相原災害備蓄倉庫		1994	
相原		消防器具置場第5分団 第5部	98	2007	
相原		消防器具置場第5分団 第6部	57	1984	
忠生		忠生4丁目防災倉庫	60	1998	
忠生	○	忠生(2丁目)防災備蓄倉庫		1986	コミュニティセンター忠生

## ■ 実態と課題

---

- 〔配置〕 ・ 消防器具置場は消防団各部隊に1つずつ、災害備蓄倉庫は地区に1つずつ配置されている。
- 〔建物〕 ・ 築30年以上を経過した施設が複数ある。
- 〔機能〕 ・ 消防器具置場にはポンプ車をはじめとした消防器具が格納されている。  
・ 災害備蓄倉庫には災害時に必要となる毛布等の備蓄物資が保管されている。
- 〔利用〕 ・ 現在の災害備蓄倉庫の大きさでは目標とする備蓄量を保管するための面積が不足している。
- 〔運営〕 ・ 消防器具置場は各消防団の運営、災害備蓄倉庫は市の直営である。

## ■ 4つの視点から

---

### 行政関与の必要性

- ・ 「消防組織法」で、市における消防を十分に果たすべき責任を有すると規定している観点からも、消防団とその活動にかかる費用を市で負担する必要性がある。
- ・ 「災害対策基本法」では、防災に必要な物資及び資材の備蓄等を防災予防責任者に義務付けている。

### 設置目的との整合性

- ・ 設置目的に沿った利用実態があり、整合性している。

### 利用状況の妥当性

- ・ 有事の際に必要な施設である。
- ・ 現在の災害備蓄倉庫の大きさでは目標とする備蓄量を保管するための面積が不足している。

### 施設の代替性

- ・ 災害備蓄倉庫においては、いかなる時でも施設が利用できる環境が確保でき、かつコストメリットがあれば、民間倉庫等での代替の可能性がある。
- ・ 消防器具置場においては、消防ポンプ車の緊急出場や消防団員の訓練等があることから、施設再編の際には施設周辺への安全性の確保や、騒音等の問題、緊急出動の際の影響を十分に考慮した再編を検討しなければならない。

### 〔現状・課題のまとめ〕

「消防組織法」「災害対策基本法」に基づき防災施設を整備しています。火災や災害に備えるためにはいかなる時でも施設が利用できる環境を確保していくことが必要です。

## ▷O-1 防災施設の今後の方向性

### ■ 今後の方向性

長

活用

災害から市民の生命を守るための施設として、適切に維持していくために**長寿命化**する。**既存施設を有効に活用**することで不足する防災施設を充足する。